



やさしさと輝きに満ちた **笑顔のまち村上**

Murakami

市報むらかみ

お知らせ版

2020

5.15

村上市役所(本庁)

☎ 53-2111
FAX 53-3840

荒川庁舎

☎ 62-3101
FAX 62-5275

神林庁舎

☎ 66-6111
FAX 66-6110

朝日庁舎

☎ 72-0111
FAX 72-0328

山北庁舎

☎ 77-3111
FAX 77-2217

村上市職員募集 (令和3年4月採用)

職 種 採用予定人員	受験資格 (それぞれ同等の資格を有する人を含む)	第1次試験
事務職 (上級) 3人程度	平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人で、 大学以上の学校を卒業した人 (令和3年3月卒業見込みの人を含む)	と き 7月12日(日)
保健師 3人程度	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を有する人 (令和3年3月末までに取得見込みの人を含む)	と ころ (予定) 村上市役所
保育士 1人程度	平成3年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格を有する人 (令和3年3月末までに取得見込みの人を含む)	

■申し込み 5月15日(金)～6月15日(月)の間に総務課人事管理室に申込書を提出してください。

※受験案内、申込書は総務課人事管理室および各支所地域振興課総務管理室で配布します。
また、市ホームページからもダウンロードできます

※事務職(初級)、事務職(経験者U・Jターン枠)および消防職(初級)の採用試験については、市報むらかみ7月1日号でお知らせする予定です

問 申 総務課人事管理室(市役所本庁☎内線3120～3122)



令和2年4月1日から違反対象
物公表制度を開始しました

●公表制度とは

施設の利用者が、自らその建物の防火安全に関する情報を入力し、利用の選択判断ができるようにするため重大な消防法令違反のある建物を市ホームページで公表します。

●対象となる建物

飲食店、店舗、ホテルなどの不特定多数の人が利用する建物や病院、社会福祉施設など、避難が困難な人が利用する建物です。

●公表の対象となる違反

消防法令で設置する義務がある屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備が設置されていない建物。

●公表する内容

建物の名称・所在地、違反の内容。

問 消防本部予防課予防係

(☎53・7222)

市職員は5月15日(金)から9月末までの間ノーネクタイで業務を行います

市では環境対策などを目的に冷房の使用を控え、ノーネクタイ

イで業務を行います。市民の皆さんのご理解をお願いします。
問 総務課人事管理室
(市役所本庁☎内線3120)

松くい虫防除作業を実施します

作業当日は、作業する松林への立ち入りはできません。
また、作業は早朝から行い、通勤や通学、近隣住民の皆さんの生活に支障が出ないよう細心の注意を払います。

●実施期間

5月下旬～6月中旬

●実施場所

市内の海岸付近の松林など

●その他 安全管理上、一部の箇所において周辺道路の一時通行止めを行います。

問 農林水産課林業水産振興室
(市役所本庁☎内線3522)

児童手当振込日は
6月3日(水)です

児童手当6月期(2～5月分)支払いの振込日は、6月3日(水)です。

問 こども課子育て支援室
(市役所本庁☎内線2553)



マチイロ

スマホでいつでもどこでも「市報むらかみ」が見られる「マチイロ」アプリを右のQRコードからダウンロード!



	ところ	相談日	相談時間	問い合わせ	
6月の心配ごと相談日	村上地域	市役所本庁 2階福祉課相談室	3日(水)・10日(水)・17日(水)・ 24日(水)	午前10時～正午 午後1時～3時	社会福祉協議会 生活支援課 ☎62-7756 村上支所 ☎53-3467 荒川支所 ☎50-5120 神林支所 ☎60-1888 朝日支所 ☎75-5650 山北支所 ☎77-3283
	荒川地域	荒川支所 3階第3会議室	10日(水)	午前10時～ 午後3時	
	神林地域	神林支所 1階第2会議室	1日(月)・8日(月)・15日(月)・ 22日(月)・29日(月)	午前10時～ 午後3時	
	朝日地域	朝日支所 1階相談室	3日(水)・10日(水)・17日(水)・ 24日(水)	午前10時～正午 午後1時～3時	
	山北地域	ゆり花会館	16日(水)	午前9時～正午	

戦没者などのご遺族に特別弔慰金が支給されます

戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰を表すため、ご遺族に特別弔慰金が支給されます。

●支給内容 額面25万円(5年償還の記名国債)

※令和3年4月から毎年1回、5万円ずつ支払いを受けることができます

●請求方法 該当すると思われる人に、6月中旬から申請書を順次送付する予定です。なお、窓口の混雑を緩和するため、

5月31日は世界禁煙デー
5月31日～6月6日は禁煙週間です

たばこは吸っている本人だけでなく、周囲の人の健康にも大きな影響を与えます。

今年の4月1日から、望まない受動喫煙の防止を図るため、健康増進法の一部を改正する法律が全面施行され、2人以上が利用する全ての施設は原則屋内禁煙となりました。(一定の基準を満たす場合は喫煙室を設置することができますが、届出が必要となる場合があります)

また、20歳未満の人は喫煙可能な施設や喫煙室に立ち入れなくなり、喫煙可能な場所で喫煙する際も、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければなりません。

たばこを吸う人も吸わない人も、望まない受動喫煙を防ぎましょう。

☎村上地域振興局健康福祉部(村上保健所) 地域保健課(☎53-8368)

健康にいがた21



め、案内文書に記載された提出日に、福祉課または各支所地域振興課地域福祉室へ提出してください

☎福祉課福祉政策室(市役所本庁☎内線2320)または各支所地域振興課地域福祉室

新型コロナウイルス感染症の影響で国民年金保険料の納付が困難となった人へ

新型コロナウイルス感染症の影響で収入源となる業務の喪失や売り上げの減少により、所得が相当程度まで下がった場合は、

高校生が育てた鉢花を購入しませんか

村上桜ヶ丘高校では、教育活動の一環として生徒が育てた鉢花を地域の皆さんに購入してもらうため、生徒自身が地域に出して販売実習を行ってきました。

今年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、地域へ出向いた販売実習は行わず、高校敷地内で販売を行っています。

●とき 毎週月～金曜日
▼午前9時～正午
▼午後1時30分～2時45分
※祝日を除く

●ところ 村上桜ヶ丘高校 農場(草花温室)

☎村上桜ヶ丘高校 農業科(近藤☎52・5346)

臨時特例措置として、国民年金保険料の免除申請が可能になりました。申請方法など詳しくは、お問い合わせください。

☎新発田年金事務所国民年金課(☎0254・23・2120)

市民課市民年金室(市役所本庁☎内線2211)

通い 泊まり 訪問

《小規模多機能型居宅介護》
3つを合わせた介護事業
職員は思いやりをもって、介護は責任をもって対応いたします。
安心してお任せ下さい。

株式会社 慎鋼 NPO法人 みんなの家

村上市山居町2-5-44 村上市下鍛冶屋575-29
TEL 0254-50-7655 TEL 0254-62-5717

村上市にお住まい・お勤めの方であれば
“みんなが使える”

八ろうきん 村上支店

村上市小国町4番7号 TEL.0254-52-1251

パソコン スマートフォン から
簡単にローン仮申込ができます。新ろうきん 検索



健診やがん検診、乳幼児健診については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一部休止や延期として
います。日程が決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

また、今号で掲載している各種相談などについても、中止または延期する場合がありますので、参加
する際はお問い合わせください。

6月の各種相談

一人で悩まないで、
まずは相談してみてください。



	相談日 相談時間	ところ 申し込み	定員・その他	予約・問い合わせ
県弁護士会 法律相談	毎週火曜日 (祝日・お盆・年末年始を除く)	新潟県弁護士会法律相談センター 村上相談所(神林支所3階)	定員:各日5人 相談料:30分 5,500円 ※市内在住の人で市発行の法律相談 紹介状(チケット)を持参した場 合は無料です。また、各種制度に より相談料が無料となる場合があ ります。詳しくはお問い合わせく ださい	新潟県弁護士会 ☎025-222-5533 法律相談紹介状(チケット) 市民課生活人権室 ☎53-2111(内線2232)
	午前10時15分~午後0時45分 (1人30分間)	相談日の前日午後4時までに 予約が必要です。		
県弁護士会 交通事故相談	毎週火曜日 (祝日・お盆・年末年始を除く)	新潟県弁護士会法律相談センター 村上相談所(神林支所3階)	定員:各日5人 相談料:無料(1人5回まで)	新潟県弁護士会 ☎025-222-5533
	午後1時45分~4時15分 (1人30分間)	相談日の前日午後4時までに 予約が必要です。		
出張年金相談	10日(火)・24日(火)	市役所本庁5階第5会議室	直接、新発田年金事務所へ申 し込んでください。	新発田年金事務所 ☎0254-23-2128
	午前10時~午後3時	相談日の前日までに 連絡してください。		
生活習慣病 相談会	2日(火)	市役所本庁2階福祉課相談室	保健師または栄養士が相談に 応じます。お気軽にご相談く ださい。	保健医療課健康支援室 ☎53-2111(内線2441)
	午前9時30分~11時30分	相談日の前日までに 連絡してください。		
こころと身体の 何でも相談	16日(火)	市役所本庁2階福祉課相談室		
	午前9時30分~11時30分	相談日の前日までに 連絡してください。		
高齢者の 総合相談	毎週月~金曜日	市役所本庁または各支所	保健師または社会福祉士など が相談に応じます。お気軽に ご相談ください。	地域包括支援センター ☎53-2111(内線3432) または各支所地域振興課地 域福祉室
	午前8時30分~午後5時15分	相談日の3日前までに 連絡してください。		
司法書士による 無料法律相談	18日(火)	市役所本庁2階市民課相談室	5人	司法書士会村上地区事務局 ☎53-5470
	午後1時30分~4時 (1人30分間)	相談日の一週間前までに 予約が必要です。		
若者の就労に 関する相談	毎週月~金曜日 (祝日・第2金曜日を除く)	瀬波地域コミュニティ センター2階	対 象:15~49歳までの お仕事をしていない人 相談料:無料	下越地域若者サポートステ ーション 村上常設サテライト ☎50-1553
	午前10時~午後5時	相談日の前日までに 連絡してください。		

ありがとうを伝えるお葬式 **家族葬**
 ベルホール **倉庫屋** 村上
 村上市仲間町 600-3 家族葬ホールもごさいます(20名まで)
0120-04-4449
 TEL 0254-(52)-1101
 お葬式事前相談の方、
 ホール使用料5万円を無料
 にてご提供致します。

<有料広告>

住まいのリフォームで気分転換
障子・襖・クロス・畳・カーテン
 まずはお気軽にご相談下さい(^^)
0120(52)5748
 株式会社 富中産業 〒958-0852
 http://tominaka.com 村上市南町 2-6-48

<有料広告>

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症への対応

これから本格的な出水期を迎えるにあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、市では自然災害時に開設する避難所内で、十分な換気やスペースの確保、消毒の徹底などを実施し、可能な限り避難所の衛生環境の確保に努めます。

しかし、自宅で確実に安全確保が可能な場合は、多くの避難者が集まる避難所に行く必要がないため、事前に自分の避難行動について検討することが大切です。

避難所を必要としている人を適切に受け入れられるよう、ご協力をお願いします。

- 自分の住んでいる場所は避難の必要がある場所なのかを事前にハザードマップで確認しましょう
- 安全な地域に住んでいる親戚や友人の家などへ避難を行い、安全を確保することも検討しましょう
- 避難所に行く際は、マスクを着用し、手持ちのマスクと体温計を持参しましょう
- 熱や咳などの症状がある人は、受付時に申し出てください
- 避難所内では、うがい、手洗い、咳エチケットなどの基本的な対策を徹底しましょう
- 発熱、咳などの症状が出た人のために専用スペースの確保を行いますので、ご協力をお願いします



問 総務課危機管理室（市役所本庁☎内線3140～3142）

国民健康保険 傷病手当金を支給します

村上市国民健康保険加入者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合や感染が疑われる場合、その療養のために仕事を休んだ期間（一定の要件を満たした場合に限ります）の傷病手当金を支給します。

対象者 村上市国民健康保険加入者のうち、勤務先から給与などの支払いを受けている被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱などの症状があり感染が疑われる場合で仕事に就くことができなかつた人

支給要件 仕事に就くことができなくなった日から起算して3日を経過した日から仕事を休んだ期間

支給額 直近の3カ月間の給与収入合計額÷就労日数×2/3×支給対象となる日数

適用期間 令和2年1月1日から9月30日までの間で療養のため仕事に就くことができない期間
※ただし、入院が継続するような場合などは最長1年6カ月まで

問 保健医療課国保室
（市役所本庁☎内線2410～2413）

国民健康保険税・介護保険料を減免します

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少などが見込まれ、それぞれの基準に該当する場合は、申請により保険税（料）の全部または一部を減免します。

減免の対象となる保険税（料）

令和元年度および令和2年度分で、納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までのもの（すでに納付された保険税（料）についても対象となる場合があります）

減免基準

- 1 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った場合
- 2 主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入のいずれかが前年に比べ3割以上減少する見込みの場合

※2については所得制限があります

減免額の算定

前年の合計所得金額に応じて対象保険税（料）額の全部または一部を減免します

問 税務課保険税係
（市役所本庁☎内線2151、2152）

市報むらかみお知らせ版で毎月掲載していましたが「お知らせカレンダー」につきましては、新型コロナウイルス感染症に関するお知らせを優先するため、当分の間、掲載を見送ることいたしました。